

一般会計補正予算〔新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業について〕

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社協の特例貸付を既に限度額まで借りている等、これ以上特例貸付を利用できない生活困窮者世帯の自立を支援するために、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

2 補正予算の内容

(1) 補正予算計上額 17,000 千円

支援金 16,500 千円 (= @10 万円/月 × 3 か月 × 55 世帯※)

※市内の総合支援資金再貸付借入世帯数

事務費 500 千円 (消耗品・郵便代等)

(2) 財源 国庫 10/10

(新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)

3 事業の内容

(1) 支給要件

以下の①～④のすべてを満たす必要あり

① 総合支援資金の再貸付を終了又は再貸付不承認

② 世帯月収が、市町村民税均等割非課税水準の月収と生活保護の住宅扶助月額合計額以下

【三木市の場合（世帯人数4人以降は省略）】 (単位：円)

世帯人数	①住民税非課税	②住宅扶助	①②計
1人	78,000	32,300	110,300
2人	115,000	39,000	154,000
3人	140,000	42,000	182,000

③ 世帯の預貯金が、市町村民税均等割非課税水準の月収の6か月分以下

④ ハローワークに求職申込し、誠実かつ熱心に求職活動を行う

(2) 支給額

単身世帯 月 6 万円

2 人世帯 月 8 万円

3 人以上世帯 月 10 万円

(3) 支給期間

7 月以降の申請月から 3 か月（申請受付は 8 月末まで）

4 実施スケジュール（予定）

(1) 6 月下旬 補正予算議決、申請案内

(2) 7 月～8 月末 申請受付

(3) 7 月上旬～ 支給